

令和5年10月30日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高井康之  
(公印省略)

改正障害者差別解消法の施行に係る周知について（依頼）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、大阪府福祉部障がい福祉室長から標記の依頼がありました。

令和6年4月より障害者差別解消法の改正法が施行され、全国的に事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供が義務化」されます。大阪府では令和3年に条例改正をしたことにより既に義務化されているため、府内での大きな変更はありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、添付のリーフレット（内閣府が作成したものに大阪府が一部加工）は、大阪府のWebページにも掲載されております。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00142034/naikakuhu\\_ri-huretto.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00142034/naikakuhu_ri-huretto.pdf)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737